

第6章 計画を推進するために

1. 推進体制の整備と役割分担

この計画を推進していくためには、市、社会福祉協議会、事業者・関係機関、市民の協働が欠かせません。そのため、これら4者によるパートナーシップを基礎として、計画の推進体制の整備及び進行管理を行います。

(1) 推進体制の整備

本市では、「小学校通学区域である19校区20地区」及び「ほっとネットの基本となる4圏域」の両区分を基本として、地域福祉を推進していきます。

また、市の関連部署による組織と、市民、事業者、関係機関、市が共につくる組織を核として、連携体制を整備し、計画を推進します。

【核となる組織】

- 地域福祉計画策定・普及推進委員会
- ほっとするまちネットワークシステム総合推進会議（市（行政）、社会福祉協議会、地域住民の代表、事業者、地域福祉コーディネーター等による組織）
- ほっとするまちネットワークシステム地区推進会議
- 地域福祉庁内推進委員会（市の関連部署による組織）

(2) 役割分担

この計画を推進するにあたっては、市民の地域福祉についての理解の深化や地域活動への参加を促進するとともに、市、社会福祉協議会、事業者・関係機関、市民などが、それぞれの役割を果たしながら、一体となって取り組むことが必要になっています。

① 市（行政）

市は、地域における支え合い活動の充実を図るために、市民ニーズ等の現状把握や施策の進行管理など、第2期計画に位置付けられた施策・事業を総合的・一体的に推進してきました。

今後も、各主体の役割分担を踏まえながら、地域福祉のネットワーク体制の整備に努め、市民ニーズを的確に把握することが求められます。

また、地域の特性に応じたきめ細かな施策の実現に向けて、地域福祉庁内推進委員会を通じて庁内関係部署の連携を深め、この計画を推進することが求められています。

② 社会福祉協議会

西東京市社会福祉協議会は、従来から地域住民主体による様々な地域福祉活動を推進し、また、行政の福祉事業を受託するなど、公共性の高い民間非営利組織として活動してきました。

今後も、地域福祉推進の中心的な役割を果たす団体として、地域における福祉関係者や関係機関、団体等と連携し、地域の連帯と支援の輪を広げていくという重要な役割を果たしていくことが期待されています。

③ 事業者・関係機関

福祉サービスの事業者や地域包括支援センターなどの関係機関では、持ち前の専門分野を生かし、質の高いサービスを提供したり、市民からの相談に乗ったりするなど、地域に密着した活動を展開してきました。

今後も、サービスの提供者・協力者として、サービスの質の確保、事業内容やサービス内容の情報提供及び周知、地域の取り組みや他の事業者や関係機関との連携に取り組むことが求められています。

④ 市民

地域では、ボランティアやNPO、ほっとネットの取り組み、ふれあいのまちづくり事業など、市民が主体となった支え合いの充実に向けての取り組みや福祉活動が進められてきました。

今後も、「地域でふれあい 支え合う 心のかようまち 西東京」を実現する主体として、個人またはグループ・団体でできることを想像し、実際の行動に移していくことが期待されています。

この計画の、第5章「地域で取り組むこと」は、個々人や地域の皆さんで話し合い書き込んでいただくことができるよう、ワークブックの形式となっています。具体的にどのような役割を担っていくのかを、計画を活用しながら考えていただければと思います。

2. 計画の進行管理

地域福祉計画を実効性のあるものとして推進していくために、市は、毎年度施策・事業の進捗状況を定期的に把握し、広く公表すると同時に、地域福祉計画策定・普及推進委員会及びほっとするまちネットワークシステム総合推進会議に報告します。

ほっとするまちネットワークシステム総合推進会議では、市民、事業者、関係機関が課題の解決方策の検討や事例検討を行うとともに、ほっとネットを中心とした地域福祉施策・事業を評価し、新たな課題や今後の取り組みの方針について市に意見を提示します。

地域福祉計画策定・普及推進委員会は、ほっとするまちネットワークシステム総合推進会議等の意見を評価結果に反映し、地域福祉庁内推進委員会とともに関連部署間との緊密な連絡をとりながら施策・事業の評価、見直し、改善を行います。さらに、これらの改善のプロセスで得た知恵や経験を、各主体が新たな計画策定の場において生かします。

なお、これらの計画づくり、行動、把握・評価、改善のしくみについては、全庁的な行政評価のしくみと整合させて進めます。

■計画の進行管理の進め方

